

発熱等の症状が見られた場合の対応

体調不良時の対応

- 生徒あるいは教職員は、発熱等の症状が見られる時は、学校を休み、外出を控え、自宅で安静・療養してください。症状が出る前の約2週間の行動についてメモを作ってください（新型コロナウイルス感染者が多く報告されている地域への外出や飲食店等での食事、イベント等への参加の有無など）。PCR 検査が必要かどうかを医療機関等が判断する際に必要な情報となります。

- 生徒あるいは教職員は、発熱、呼吸困難、倦怠感、比較的軽い風邪の症状が3日続いたら必ず、学校へ連絡して下さい。（嗅覚障害・味覚障害が先行する場合があります）学校は連絡内容を踏まえて、宮城県・仙台市コールセンター（以下コールセンター）への相談を指示します。
 - ※ 異変を感じて3日以内でも該当する症状等が出る場合などは、早めにコールセンターへ連絡し、状況等を学校へ連絡してください。
 - 1. 生徒あるいは教職員は、コールセンターの指示に従い、医療機関を受診
 - 2. 生徒あるいは教職員は、医療機関からの指示内容・経緯を学校へ連絡
 - ※ 不安から適切な相談をせずに医療機関を受診するなど、感染しやすい環境に行くことは、かえって感染するリスクを高めます。
 - ※ 病院を受診する際など、やむを得ず外出される場合には、マスクを着用し、公共交通機関の利用は避けてください。
 - ※ 発熱等の風邪の症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

- 生徒あるいは教職員が、PCR 検査を受けた場合
 - 1. 生徒あるいは教職員は、判定結果を速やかに学校に連絡
 - 2. 生徒あるいは教職員は、陽性の場合、医療機関の指導に従い治療
 - (ア) 生徒あるいは教職員は、退院後、学校に連絡
 - (イ) 生徒あるいは教職員は、学校からの指示を待つ
 - (ウ) 学校は宮城県私学公益法人課に報告
 - (エ) 学校は、区役所保健福祉管理課と協議、施設閉鎖の措置、休講、休業措置の検討、消毒の実施、保健所による「濃厚接触者」の把握に協力
 - (オ) 学校は、退院後の登校の可否等を協議
 - 3. 生徒あるいは教職員は、陰性の場合、医療機関の指導に従う
 - ※ 濃厚接触者：新型コロナウイルスに感染していることが確認された方（発症2日前から入院日まで）と近距離（1m）で接触、あるいは長時間（15分以上）接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

お願いすること

- 管理的立場の方へ:新型コロナウイルス感染症は、対策をとったとしても、だれもが感染しうる感染症です。該当する方がでた場合、行動責任の追及は控えてください。原因 究明が遅れ、感染拡大を引き起こす懸念を生じますので、ご注意ください。
- 「接触確認アプリ (COCOA)」のインストールにご協力ください。
- 健康観察アプリ 「健康日記」<https://www.htech-lab.co.jp/covid19/>、[行動記録アプリ](#) 「SilentLog」<https://silentlog.com/>等を活用し、自身の健康や行動の管理に役立ててください。なお、行動記録は感染者が身近に発生した場合の備えになりますが、学校がこの記録の提供を求めることはありません。

体調が悪い時の連絡先

- 学校 022-279-1331 平日 8:20～17:00 (土曜日は 13:00 まで)
 - 宮城県・仙台市相談窓口 (コールセンター) 022-211-3883、022-211-2882
- ※ 24 時間対応
- ※ コールセンターでは、症状等を確認の上、帰国者・接触者相談センターへ繋ぐ場合と、一般の医療機関の受診等を案内する場合があります。帰国者・接触者相談センターでは、相談の結果、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介します。

参考) 帰国者・接触相談センター (区役所保健福祉管理課) (居住区のセンターへ連絡)
青葉区役所 022-225-7211 宮城野区役所 022-291-2111 若林区役所 022-282-1111
太白区役所 022-247-1111 泉区役所 022-372-3111